



病後児保育利用について

1. 利用対象

上峰町に住所登録がある又は認定こども園 かみみね幼稚園に在園している「1才児(離乳食完了児)～小学校就学前までの幼児」で、病児回復期にあり、集団生活が困難な幼児が対象。

2. 利用日・利用時間・定員

(利用日) 月曜日から金曜日(土曜日・日曜日・祝日・年末年始・天災時は利用不可)

(利用時間) 8時00分～18時00分(延長保育無し)

(定員) 1日/2名

(利用限度) 利用開始日から5日以内。ただし、医師が必要と認め、保護者が希望する場合は、5日を超えて利用することができます。

3. 利用できる症状

①発熱の場合

※37度台でも症状に応じてお断りすることがあります。

②嘔吐・下痢・胃腸障害の場合

※腹痛、水溶性の下痢・嘔吐の場合はお預かりできません。

③外科的疾患の場合

骨折や縫合するような怪我の場合は、お預かりいたします。

④感染症の場合

学校保健法(次項以降参照)の出席停止期間はお預かり出来ません。

食事、水分がとれる状況にあること。



4. 保育内容

①主治医・嘱託医・保護者と連携を図りながら、看護師と保育士で対応いたします。

②症状の記録・検温・投薬など状態に応じた看護と保育を実施します。

5. 申込方法

①ご利用には、事前登録(面接)が必要です。

②利用する際は、利用日前日または当日朝までに、認定こども園 かみみね幼稚園に予約(ご来園)をお願いします。

予約の際は、「病後児保育利用申込書」「利用日前日または当日の診療情報提供書」「利用児童の健康保険証の写し」「乳幼児医療受給者証の写し」をご提出下さい。

③生活保護を受けている方につきましては、負担金を免除いたしますので、生活保護費の受給者証の写しをご提出下さい。

④主治医が記入した「診療情報提供書」をもとに利用の判断を行いますので、ご利用いただけない場合もございますので、ご了承ください。

※ 健康保険証、乳幼児医療受給者証、生活保護費受給者証の写しは、原本をお持ちいただければ、園でコピーいたします。

6. 費用

①利用者負担金

| 利用時間 | 区分 | 負担額（1日/1名） |
|--------|-------------------|----------------------|
| 8時～18時 | 生活保護法の規定に基づく被保護世帯 | 免除 |
| | その他の世帯 | 1日 2,000円(おやつ代、給食費込) |
| | | 半日 1,000円(おやつ代込) |

※ 負担金は、各日お迎え時にお支払いください。

7. 感染症に伴う出席停止について

①学校保健法では、保育園が感染の場となって幼児から幼児へ感染し、蔓延するのを防ぐ目的で出席停止等を主治医・嘱託医の助言のもとで行うと規定されています。

②感染症の分類と登園停止期間

③当園の治癒証明を要する疾病、登園停止期間をご参照してください。

| 分類 | 病名 | 出席停止期間 |
|-----|--|---|
| 第1種 | エボラ出血熱、クルミア・コンゴ出血熱 痘そう、南米出血熱 パストマールブルグ病、ラッサ熱 急性灰色髄炎(1ポリオ)、ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 鳥インフルエンザ | 治癒するまで |
| 第2種 | インフルエンザ 咽頭結膜熱 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) 風疹(三日はしか) 百日咳 水痘(みずぼうそう) 結核 | 解熱後3日を経過して 主要症状尚消退後2日まで 耳下腺腫脹消失まで 発疹が消失するまで 特有の席が消失するまで 全ての発疹がかさぶたになるまで 伝染の恐れがないとみとめられるまで |
| 第3種 | 腸管出血性大腸菌感染症、コレラ 流行性角結膜炎、細菌性赤痢、腸チフス 急性出血性結膜炎、パラチフス 等 | 伝染の恐れがないとみとめられるまで |

④出席停止とならない病気

ウィルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、水いぼ、アタマジラミ、とびひ、マイコプラズマ感染症(場合によってはお預かりできない場合もございます。)

8. 申込み及びお問合せ先

認定こども園 かみみね幼稚園

上峰町大字坊所710(上峰町ふるさと学館西)

[TEL:0952-52-5073](tel:0952-52-5073)

8時00分～18時00分